

I. 贈収賄・腐敗防止方針

1. 腐敗行為及び腐敗行為に加担する一切の行為の禁止

私たちは、国内外を問わず、また、相手方が公務員であるか民間人であるかを問わず、直接的または間接的に、すべての形態の腐敗行為（贈収賄、横領、利益供与の強要等の行為）および腐敗行為に加担する行為（マネーロンダリング、司法妨害、腐敗収益の隠匿及び腐敗行為の幫助・教唆等の行為）（以下、「あらゆる腐敗行為等」）の防止を徹底します。具体的には、以下の行為を禁止します。

1) 公務員への支払

当社社員及び仲介業者は、取引の獲得もしくは維持のため、または不当な利益を取得するために、公務員に対し、直接または間接（たとえば、「仲介業者」を通して等）を問わず、価値を有する物の支払いを申し出る、約束する、承認する、実施するすべての行為をしません。

2) 商業賄賂

当社社員及び仲介業者は、商業活動（たとえば、非政府団体）に関する賄賂を行ってはなりません。

3) ファシリテーション・ペイメント

当社社員及び仲介業者は、公務員に対しその公務員の通常業務における定例の手順に沿った行為の促進または確保を目的として、小額の支払いを基本的に行ってはなりません。

4) その他個人または団体を代理した支払

当社グループを代理して実施することを禁止する支払いに関しては、同様に、当社社員が顧客等のビザ及び許認可取得のために公務員への不正な支払いを実施すること等、その他個人または団体を代理して実施することも禁止します。

5) 贈答、食事、旅行及びその他接待

公務員または社員、エージェント、その他会社の代理人に対して、その地位を利用させ、当社グループに優位を図ることを目的として、贈答、食事、旅行及び接待を提案、約束または提供することを禁止します。

ただし、提供先の個人に対し何ら影響を与えることを目的としない場合であり、かつ、以下の特定の場合においては、この限りではありません。

（1）妥当な金額の範囲内であり、過剰及び頻繁に行われず、かつ、それが当社グループの商品及びサービスの販売促進、デモンストレーションまたは説明に直接関係していること。

（2）当該関係者の国籍及び居住地における国の法令により許容されていること。

2. 関連腐敗防止基準及び法令の遵守

私たちは、米国海外腐敗行為防止法及び英国贈収賄防止法並びに他の反贈収賄及び腐敗基準である国際連合腐敗防止条約、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約及び国際標準化機構 37001 といった関連腐敗防止基準及び法令を理解し、遵守します。

3. ビジネスパートナー・仲介業者への適応

私たちは、ビジネスパートナー・仲介業者と契約を締結する際には、コンプライアンス上のリスクを査定するためにあらゆる腐敗防止に係る適切なレベルのデュー・ディリジェンスを実施します。また、当社グループは、必ず承認を経てから書面による契約（または発注書等の業界慣習とされるその他の書面）をビジネスパートナー・仲介業者と締結します。さら

に、必要かつ適切である場合、当社グループに対して腐敗リスクとなり得るビジネスパートナー・仲介業者に対しても、定期的にトレーニング受講を依頼します。

4. コンプライアンス体制

あらゆる腐敗行為等に関する社内コンプライアンス体制を構築、整備します。また、本方針及び関係会社反腐敗行為規程については、改定が必要な場合には取締役会に上程し、適切な内容となるよう監督がなされています。

5. 研修・教育

私たちは、あらゆる腐敗行為等に関する各種研修・E-ラーニング等を通じて、従業員向けの周知・啓発を継続的に実施します。

6. 内部通報・相談窓口

私たちは、あらゆる腐敗行為等に関する違反を早期に発見・是正できるよう、通報・相談者の機密性及び匿名性の確保された内部通報・相談窓口を設置し、社内体制を構築します。また、私たちは、内部通報・相談を行った者に対し、これを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止します。

7. 違反等の処置

本方針に違反した場合、調査の上、違反した適用対象者に対し厳しい措置を講ずるものとします。

8. 適用範囲

本方針は、当社グループの役員、勤務するすべての社員（雇用形態を問わない。）に適用されます。